

令和2年2月18日

令和元年度 新たな加工食品の原料原産地表示制度等に係る表示実態調査結果

平成29年9月1日に食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部が改正され、輸入品を除く全ての加工食品に原料原産地表示が義務付けられた。また、平成27年に制定された食品表示基準に基づく新たな食品表示制度の経過措置期間が令和2年3月31日までとなっていることから、原料原産地表示等に対する対応状況及び新たな食品表示制度への移行状況について実態を把握するため、以下のとおり令和元年7月に食品スーパーの協力を得て調査を行った。

1. 調査概要

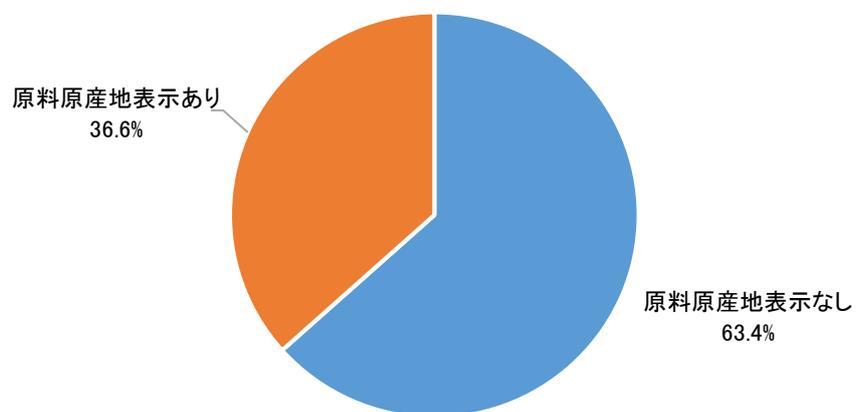
日 時	令和元年7月29日 午前8時から約3時間
場 所	神奈川県横浜市の食品スーパー
対 象	各商品棚の上から2段目の商品1,514点 (内訳：国産品1,349点、輸入品165点)
調査項目	(1) 加工食品（輸入品を除く。）の原料原産地表示の有無 (2) 原料原産地表示の根拠法令等 (3) 新たな原料原産地表示における商品の表示方法 (4) 食品表示基準に基づく表示（新表示）への移行状況
調査方法	義務表示事項の記載箇所（一括表示欄）をデジタルカメラで撮影し、確認。

2. 調査結果

(1) 調査した加工食品（輸入品を除く。）の原料原産地表示の有無について

	商品数
原料原産地表示なし	855
原料原産地表示あり	494
合計	1,349

[原料原産地表示の有無の割合]

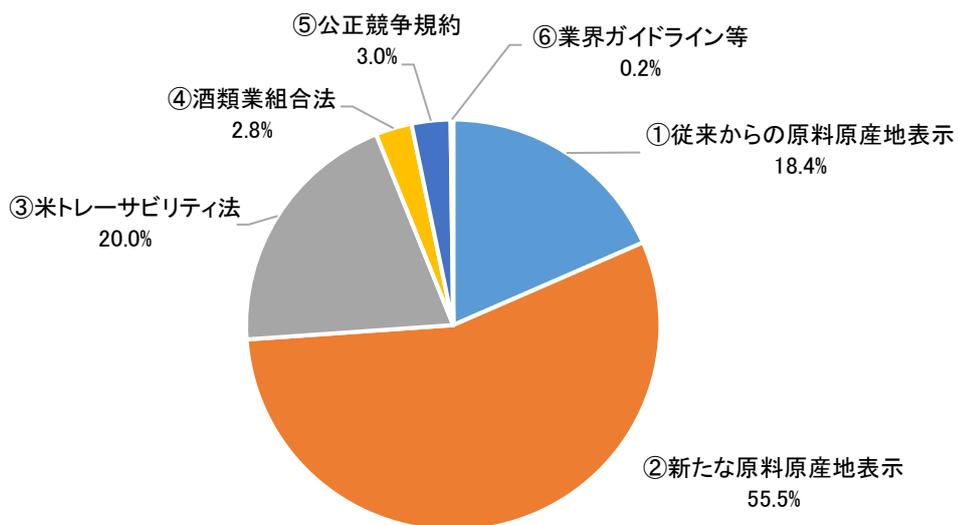


(2) 原料原産地表示がある商品の根拠法令等について

- ① 食品表示基準別表第 15 (従来からの原料原産地表示)
- ② 食品表示基準第 3 条 (別表第 15 を除く。)(新たな原料原産地表示)
- ③ 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律 (米トレーサビリティ法)
- ④ 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (酒類業組合法)
- ⑤ 公正競争規約
- ⑥ 業界ガイドライン等

	商品数
① 従来からの原料原産地表示	91
② 新たな原料原産地表示	274
③ 米トレーサビリティ法	99
④ 酒類業組合法	14
⑤ 公正競争規約	15
⑥ 業界ガイドライン等	1
合計	494

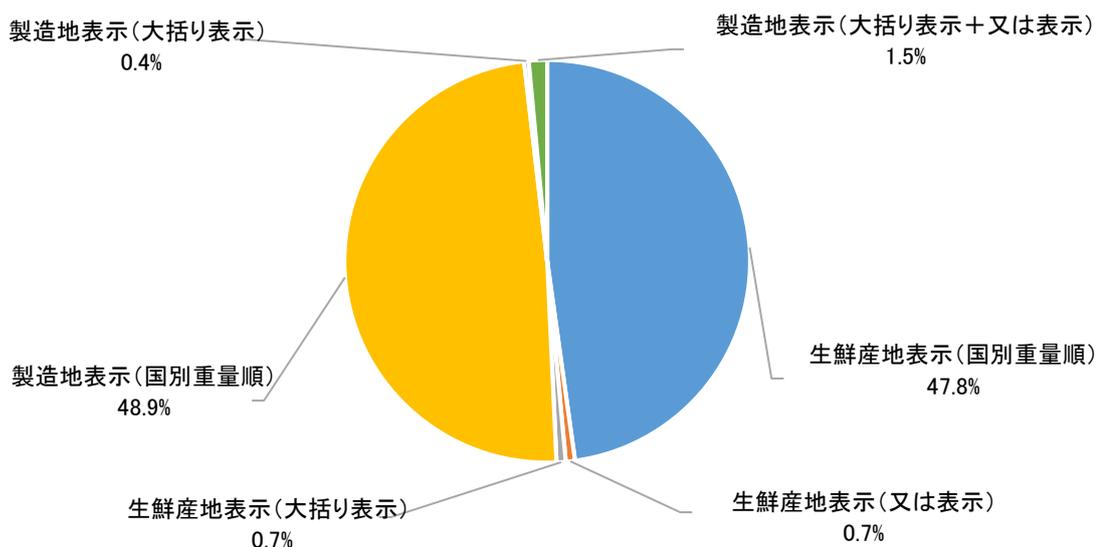
[原料原産地表示がある商品の根拠法令等の内訳]



(3) 新たな原料原産地表示がある商品の表示方法（生鮮産地表示及び製造地表示のそれぞれにおける「国別重量順表示」、「又は表示」※¹、「大括り表示」※²及び「大括り表示＋又は表示」）について

	商品数
生鮮産地表示（国別重量順表示）	131
生鮮産地表示（又は表示）	2
生鮮産地表示（大括り表示）	2
生鮮産地表示（大括り表示＋又は表示）	0
製造地表示（国別重量順表示）	134
製造地表示（又は表示）	0
製造地表示（大括り表示）	1
製造地表示（大括り表示＋又は表示）	4
合計	274

[新たな原料原産地表示がある商品の表示方法の内訳]



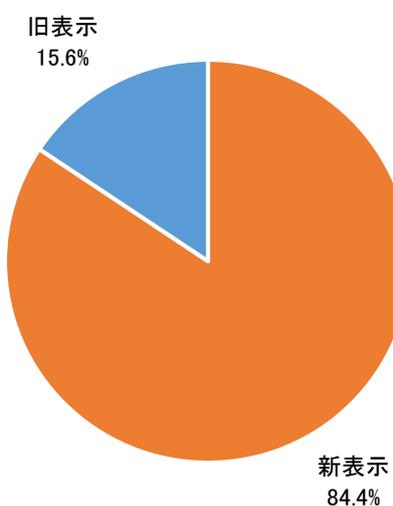
- ※1 「又は表示」：原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法
- ※2 「大括り表示」：外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する方法

(4) 新たな食品表示制度による表示（新表示）であるか否か

	商品数
新表示	1,065
旧表示	197
合計	1,262 ^{※3}

※3 新旧の判別ができない252商品を除いた

[新表示か旧表示かの割合]



<問合せ先>

消費者庁 食品表示企画課

電話：03-3507-9223（直通）

担当：金子、松原